

承認第1号

専決処分事項の承認について（訴えの提起及び和解）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年11月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

農業集落排水使用料滞納者への支払い督促に対して、分割納入を求める適法な督促異議申し立てがあり、民事訴訟法第395条の規定により訴訟手続きへ移行され、速やかに民事訴訟の手続きに入らなくてはならない為、訴えの提起と分納で和解する事に対して、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものである。

専決第1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の農業集落排水使用料滞納者に対して、支払い督促を行ったところ、適法な督促異議申し立てが出された為、訴えの提起をすることについて、専決処分する。

平成26年10月2日 専決

愛西市長 日永貴章

農業集落排水使用料滞納者の支払い督促に対するの異議申立者

番号	住所	氏名	滞納の期間	滞納金額
1	(個人情報につき 非公開)	(個人情報に つき非公開)	H22年6月～ H26年7月	309,338円

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の農業集落排水使用料滞納者に対して、支払い督促を行ったところ、分割払いの希望が出された為、和解をすることについて、専決処分する。

平成26年10月2日 専決

愛西市長 日 永 貴 章

農業集落排水使用料滞納者の支払い督促に対しての異議申立者

番号	住所	氏名	滞納の期間	滞納金額
1	(個人情報につき非公開)	(個人情報につき非公開)	H22年6月～ H26年7月	309,338円

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の農業集落排水使用料滞納者に対して、支払い督促を行ったところ、適法な督促異議申し立てが出された為、訴えの提起をすることについて、専決処分する。

平成26年10月7日 専決

愛西市長 日 永 貴 章

農業集落排水使用料滞納者の支払い督促に対するの異議申立者

番号	住所	氏名	滞納の期間	滞納金額
1	(個人情報につき 非公開)	(個人情報に つき非公開)	H21年2月～ H26年7月	256,440円

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の農業集落排水使用料滞納者に対して、支払い督促を行ったところ、分割払いの希望が出された為、和解をすることについて、専決処分する。

平成26年10月7日 専決

愛西市長 日 永 貴 章

農業集落排水使用料滞納者の支払い督促に対しての異議申立者

番号	住所	氏名	滞納の期間	滞納金額
1	(個人情報につき 非公開)	(個人情報に つき非公開)	H21年2月～ H26年7月	256,440円

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の農業集落排水使用料滞納者に対して、支払い督促を行ったところ、適法な督促異議申し立てが出された為、訴えの提起をすることについて、専決処分する。

平成26年11月5日 専決

愛西市長 日 永 貴 章

農業集落排水使用料滞納者の支払い督促に対するの異議申立者

番号	住所	氏名	滞納の期間	滞納金額
1	(個人情報につき 非公開)	(個人情報に つき非公開)	H16年10月～ H26年5月	253,270円

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の農業集落排水使用料滞納者に対して、支払い督促を行ったところ、分割払いの希望が出された為、和解をすることについて、専決処分する。

平成26年11月5日 専決

愛西市長 日 永 貴 章

農業集落排水使用料滞納者の支払い督促に対しての異議申立者

番号	住所	氏名	滞納の期間	滞納金額
1	(個人情報につき 非公開)	(個人情報に つき非公開)	H16年10月～ H26年5月	253,270円